

青森市A I ドリル教材導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

青森市A I ドリル教材導入業務

(2) 実施主体

青森市教育委員会

(3) 目的

A I ドリル教材とC B T化されたテストを活用することにより、子どもの学習状況を把握し、指導、評価に役立てるほか、C B T化への対応や、単元テストやまとめテスト（中学校の定期テスト等）の作成、印刷、採点業務の負担を軽減し、教職員の業務効率化を図ることを目的とする。

(4) 業務内容

別紙1「青森市A I ドリル教材導入業務仕様書」のとおり

(5) 契約方法

公募型プロポーザルにより受託候補者を選定し、随意契約により契約を締結する予定である。なお、受託候補者との協議において、両者が合意に至らなかった場合は、次点者との協議を行うものとする。

(6) 業務履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(7) 提案上限額

13,627,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は本業務の予定価格ではなく、提案内容の規模を示すものである。

※上記提案上限額を超えた場合は、選定しない。

(8) 問い合わせ及び書類提出先

青森市教育委員会事務局総務課企画チーム

〒038-0801 青森県青森市新町一丁目3番7号 青森市役所駅前庁舎3階

TEL:017-734-5609 FAX:017-718-1371

メールアドレス: kyoiku-somu@city.aomori.aomori.jp

※問い合わせ、書類提出等に当たっての注意事項

土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する者は、次の要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 参加申込書提出の日において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

- (3) 参加申込書の提出期限から受託者確定の日までの期間、青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成 17 年 4 月 1 日実施）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (5) 市税（青森市税又は青森市税が課されていないものは、主たる事業所が所在する市町村が課する市町村税）並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 青森市暴力団排除条例（平成 23 年青森市条例第 33 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク又は ISO/IEC27001 の認証を取得していること。

3 主なスケジュール

項目	日程
実施要領等公表	令和 8 年 1 月 13 日（火）
質問書の受付期限	令和 8 年 1 月 20 日（火）午後 5 時 00 分まで
質問書に対する回答	令和 8 年 1 月 26 日（月）午後 5 時 00 分まで
参加申込書の受付期限	令和 8 年 1 月 30 日（金）午後 5 時 00 分まで
企画提案書の受付期限	令和 8 年 2 月 6 日（金）午後 5 時 00 分まで
一次審査（書類審査）	令和 8 年 2 月 16 日（月）（予定）
一次審査結果通知	令和 8 年 2 月 17 日（火）（予定）
二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和 8 年 2 月 24 日（火）（予定）
審査結果通知	令和 8 年 2 月下旬

4 実施要領及び仕様書の配布

青森市ホームページからダウンロードすること。

https://www.city.aomori.aomori.jp/sangyo_koyou/jigyosha/1004700/1009945.html

5 公募型プロポーザル参加等に関する質問の受付

（1）受付期間

令和 8 年 1 月 13 日（火）から 1 月 20 日（火）午後 5 時 00 分まで（必着）

（2）提出方法

①質問書（様式第 1 号）を用いて、電子メールにより提出すること。

②電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

kyoiku-somu@city.aomori.aomori.jp

③送信件名等は、下記のとおりとする。

「【（提案者名）】 A I ドリル教材導入業務公募型プロポーザルに関する質問」

日に複数件送信する場合などは、件名末尾に番号を付すなど、複数の送信であることが容易に確認できるような工夫をすること。

④電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年1月26日（月）午後5時00分までに、青森市ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者へのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

6 公募型プロポーザルへの参加申込

(1) 提出書類

- | | |
|------------------------|----|
| ①公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号） | 1部 |
| ②法人の概要がわかる資料（会社案内等） | 1部 |

(2) 提出期限

令和8年1月30日（金）午後5時00分まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること）

(4) 提出先

1の（8）の「問い合わせ及び書類提出先」

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- | | |
|---|------------|
| ①応募申込書（様式第3号） | 1部 |
| ②誓約書（様式第4号） | 1部 |
| ③企画提案書（任意様式、A4判横両面印刷） | 正本1部、副本13部 |
| ※副本は、企画提案者が推測されないよう、社名・所在地・システム名・ロゴマーク等を黒塗り又は削除し、企画提案者が特定できないようにすること。 | |
| ④見積書（様式第5号） | 1部 |
| ⑤類似業務実績調書（様式第6号） | 1部 |
| ⑥機能要件対応表（様式第7号） | 1部 |
| ⑦市町村税の完納証明書 | 1部 |

イ 主たる事業所が所在する市町村が課する市町村税の滞納がないことを証明する書類を提出すること。

ロ 提出期限から3箇月前までのもの。

(2) 企画提案書の構成

別紙2「企画提案書の構成等について」のとおりとする。

(3) 提出期限

令和8年2月6日（金）午後5時00分（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること）

(5) 提出先

1の（8）の「問い合わせ及び書類提出先」

8 公募型プロポーザル参加辞退について

- (1) 公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するときは、公募型プロポーザル参加辞退届（様式第8号）を提出しなければならない。
- (2) 提出期限
令和8年2月6日（金）午後5時00分（必着）
- (3) 提出方法
持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること）
- (4) 提出先
1の（8）の「問い合わせ及び書類提出先」
- (5) 参加辞退届の提出があった場合も、既に提出された一切の書類は返却しない。

9 受託候補者の選定

(1) 審査委員会の設置

受託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、「青森市A I ドリル教材導入業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 選定方法

審査委員会が、企画提案内容を総合的に判断するため、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション審査）を行い、合計の評価点が最も高い者を受託候補者として選定する。

① 一次審査

イ 合格者は上位3者以内とし、二次審査の日程等（日時、場所等）を別途通知する。

ロ 評価点が、配点（基準点）の6割未満の場合は、失格とする。

② 二次審査

イ 実施時間は、1者50分程度（説明時間40分程度、質疑応答10分程度）とし、説明時間内において、提案するA I ドリル教材の使用を実演すること。
※機器等のセッティング時間は、実施時間に含めない。

ロ 出席者は、1者3名以内とする。

ハ 会場（机・椅子）、スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブルは、事務局が準備する。その他必要な機材については、企画提案者が用意すること。

二 企画提案者は、他の企画提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

ホ 審査当日の追加資料については受理しない。

ヘ プrezentationの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。

ト 正当な理由なく指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

(3) 選定基準

選定基準は、別紙3「選定基準」のとおりとする。

(4) 選定結果

① 選定結果については、二次審査終了後、自己の結果のみを企画提案者に書面で通知するとともに、選定結果の順位が最も高い者のみを青森市公式ホームページに掲載する。

ただし、企画提案者が4者以上の場合で、一次審査の結果、評価点が上位3者に選定されなかった企画提案者は、一次審査終了後に、自己の結果のみを書面で通知する。

- ② 合計の評価点が最も高い者が2者以上いる場合は、多数決により決定するものとする。当該多数決も同点の場合は、くじ引きにより決定する。
- ③ 審査内容及び選定結果に対する問い合わせには応じないものとし、選定結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けないものとする。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた参加資格要件を満たしていない場合
- ② 仕様と合致していない場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 提出書類に不足があった場合
- ⑤ 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ⑥ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑦ 見積額が1の(7)の提案上限額を上回る場合
- ⑧ その他、不正な行為があった場合

10 契約事項

- (1) 受託候補者と企画提案書等について協議（協議の内容によっては提案内容の一部を変更することができる）の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法によって契約を締結するものとする。ただし、当該協議が不調のときは、9の(2)による得点の順位が高い者から順に契約締結の協議を行う。
- (2) 契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付すること。ただし、青森市財務規則第134条の規定に該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。

11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの応募に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 企画の提案は、1者につき1提案までとする。
- (3) 提出期限以降における書類の差替及び再提出は認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 提案内容については、見積金額以内で実施できることを確約したものとみなす。